備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十四　海上自衛隊下対馬警備所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
長崎県対馬市	長崎県対馬市	長崎県対馬市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
厳原町安神五百五十番地	厳原町安神（次の図面に示す部分に限る。）	厳原町安神及び厳原町久和（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十四度八分四十一秒、東経百二十九度十七分一秒の点 二　北緯三十四度八分九秒、東経百二十九度十七分四十秒の点 三　北緯三十四度七分三十一秒、東経百二十九度十七分三十六秒の点 四　北緯三十四度七分十二秒、東経百二十九度十六分五十七秒の点 五　北緯三十四度七分二十九秒、東経百二十九度十六分三秒の点 六　北緯三十四度七分三十六秒、東経百二十九度十五分五十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十五　海上自衛隊佐世保弾薬整備補給所金山弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
大塔町金山	白岳町及び大塔町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	有福町（次の図面に示す部分に限る。）、卸本町（次の図面に示す部分に限る。）、白岳町（次の図面に示す部分に限る。）、大塔町（次の図面に示す部分に限る。）及び東浜町（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十三度八分三十六秒、東経百二十九度四十六分二十四秒の点 二　北緯三十三度八分二十七秒、東経百二十九度四十六分二十四秒の点 三　北緯三十三度七分五十四秒、東経百二十九度四十五分五十五秒の点 四　北緯三十三度七分四十八秒、東経百二十九度四十五分五十二秒の点 五　北緯三十三度七分五十二秒、東経百二十九度四十五分三十五秒の点 六　北緯三十三度七分五十一秒、東経百二十九度四十五分三十二秒の点 七　北緯三十三度八分十一秒、東経百二十九度四十四分四十八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十六　海上自衛隊佐世保弾薬整備補給所針尾弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市
針尾北町	針尾北町（次の図面に示す部分に限る。）